

個人情報不開示処分取消等請求事件の判決について

1 概要

東広島市立学校の生徒に関する個人情報の開示請求に対して、東広島市教育委員会が不開示とした処分は違法であるとして、原告が東広島市に対して個人情報不開示決定の取り消しなどを求めている訴訟。

一審判決では、東広島市の主張が概ね認められたものの、一部、処分行政庁に対して開示を義務付けるものとなっていたため、原告と被告の双方がその判決内容を不服として控訴していたもの。

2 経緯

| | | | |
|----------|--------|-------------|--------------------|
| 平成25年12月 | 4日 | 個人情報開示請求 | (開示請求①) |
| 平成26年 | 1月28日 | 個人情報開示請求 | (開示請求②) |
| | 4月28日 | 個人情報開示請求 | (開示請求③) |
| | 12月3日 | 個人情報不開示決定 | (開示請求①～③) |
| | 12月15日 | 異議申立 | |
| 平成28年 | 1月7日 | 異議申立を棄却 | |
| | 7月5日 | 原告が提訴 | (個人情報不開示決定の取り消しなど) |
| 平成29年 | 8月9日 | 第一審判決 | (広島地方裁判所) |
| | 8月22日 | 原告と被告の双方が控訴 | |
| 平成31年 | 1月17日 | 第二審判決 | (広島高等裁判所) |

3 判決内容等(主文)

- 1 第一審原告及び第一審被告の本件各控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
 - (1) 第一審原告の処分行政庁の各個人情報不開示決定の取消しを求める請求をいずれも棄却する。
 - (2) 本件訴えのうち、処分行政庁に対し原判決別紙文書目録の各文書の開示の義務付けを求める部分をいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は、第一、第二審とも第一審原告の負担とする。